

岩国市財政健全化計画

平成19年(2007年)3月

岩 国 市

目 次

はじめに	1
(1) 市財政の現状と課題	2
(2) 中期財政収支の見通し	4
(3) 懸案事項	5
1 財政健全化の基本方針	
(1) 財政健全化の目的	5
(2) 財政健全化の計画期間	5
(3) 財政健全化の目標	5
2 具体的取組	
(1) 弾力性のある財政構造確立のための取組	6
歳出の削減	7
歳入の確保	8
(2) 後年度の財政負担適正化への取組	8
(3) 基金の適正管理への取組	9
(4) 特別会計の赤字削減への取組	10
市場事業特別会計	10
公共下水道事業特別会計	11
(5) 土地開発公社の適正運営への取組	11
3 中期財政計画	12
おわりに	13

はじめに

平成 7 年、国の行財政改革と相まって「地方分権推進法」が成立、平成 11 年には、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(地方分権一括法)」が公布された。また、地方分権の受け皿として、地方の行財政基盤の強化を図るため市町村合併の推進が提唱され、平成の大合併が行われることとなった。

こうした中、平成 13 年 4 月に発足した小泉内閣は、「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針(骨太の方針)」により、平成 14 年に、国庫補助負担金の改革、国から地方への税源移譲等による税源配分の見直し、地方交付税の見直し、という「三位一体の改革」を打ち出した。この改革により、平成 16 年度から 18 年度にかけて、国庫補助負担金は、約 4 兆 7 千億円が減額され、税源移譲は、所得税から個人住民税へ約 3 兆円が配分された。さらに、地方交付税の見直しでは、臨時財政対策債を含み約 5 兆 1 千億円が減額されることとなった。

一方、地方は、国に呼応した景気対策のための公共投資により、財源とした地方債(借入金)の残高が累増しており、その償還が大きな負担になるとともに、地価の下落や景気回復の遅れで地方税は伸び悩み、三位一体改革による地方交付税の縮減等も加わって、極めて厳しい財政状況が続いている。

岩国地域も例外ではなく、各市町村とも、少子高齢化、情報化社会の進展等に伴う財政需要を抱え、起債残高も増嵩する中、税収、地方交付税は減少し、財政運営に暗雲がかかりつつある状況の中で、平成 18 年 3 月 20 日、岩国市と玖珂郡内の由宇町、玖珂町、本郷村、周東町、錦町、美川町、美和町の 8 市町村が合併し、新しい岩国市が誕生した。

合併は、夢のある部分が強調されがちであるが、本来最大の行財政改革である。行政の組織や仕組みを効率化し、財政基盤が拡大することにより、それまで単独ではできなかった大きな投資も可能となることが最大のメリットである。また、住民サービスも選択と集中により、より効果的で公平な施策が実施可能となるのである。

それぞれの市町村が、それぞれ問題を抱えながらも、将来を見据え、一つとなって船出したのであり、地域の特色や合併の利点を生かしながら、一つの自治体として統一性のある発展を目指さなければならない。

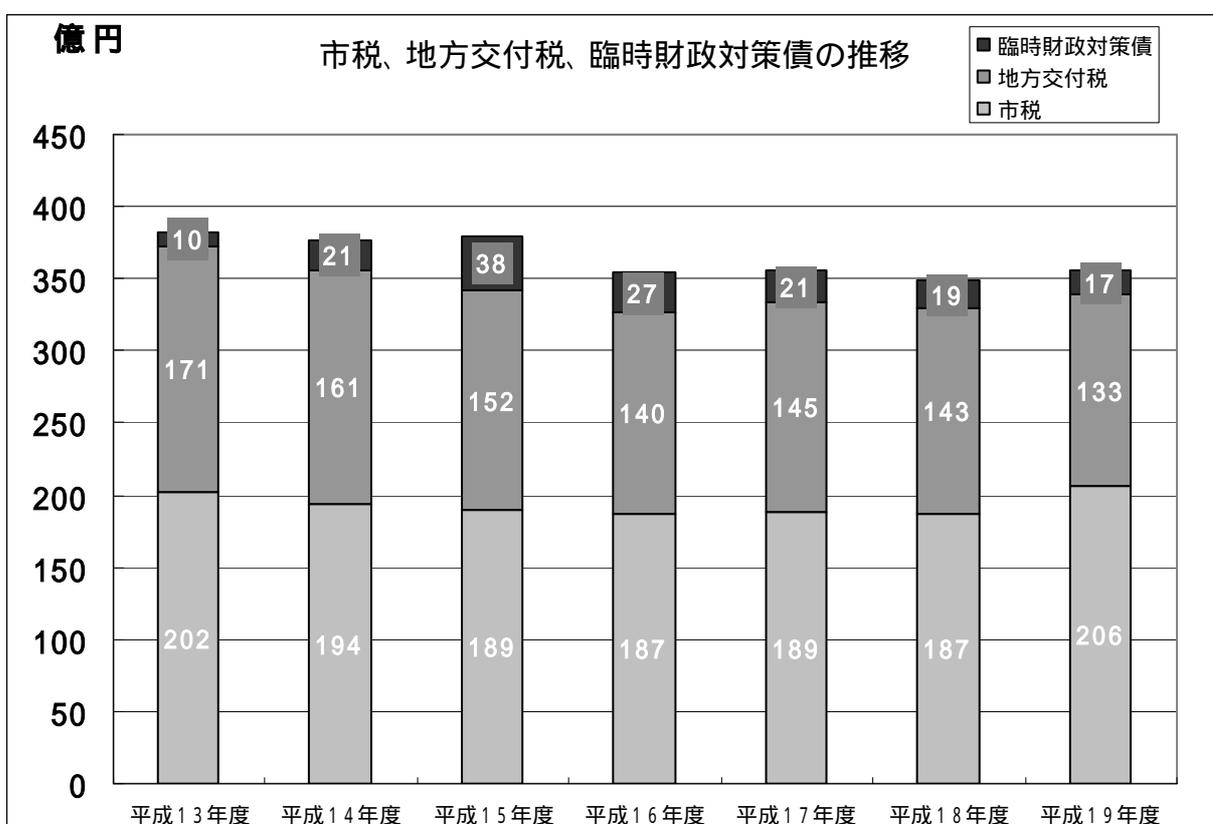
新市一丸となって問題点の解消を図り、強固な財政基盤を構築することによって、自らが未来を切り開いていかなければならない。

(1) 市財政の現状と課題

平成 19 年度予算の編成方針を決定するに当たって中期財政見直しを行ったところ、平成 18 年度と同規模の支出を続けると恒常的に約 20 億円の財源が不足する見込みとなった。

下図に示すとおり、市税、地方交付税等の主要一般財源は、平成 15 年度までおおむね横ばいであったが、平成 16 年度から始まった三位一体改革の影響で地方交付税等が約 25 億円減少し、そのまま推移している。

地方交付税の合併支援措置も、特別交付税は平成 20 年度まで、普通交付税では平成 22 年度までとなっており、普通交付税の算定方法に対する特例があるものの、地方交付税は、将来、確実に減少していくことが決まっている。



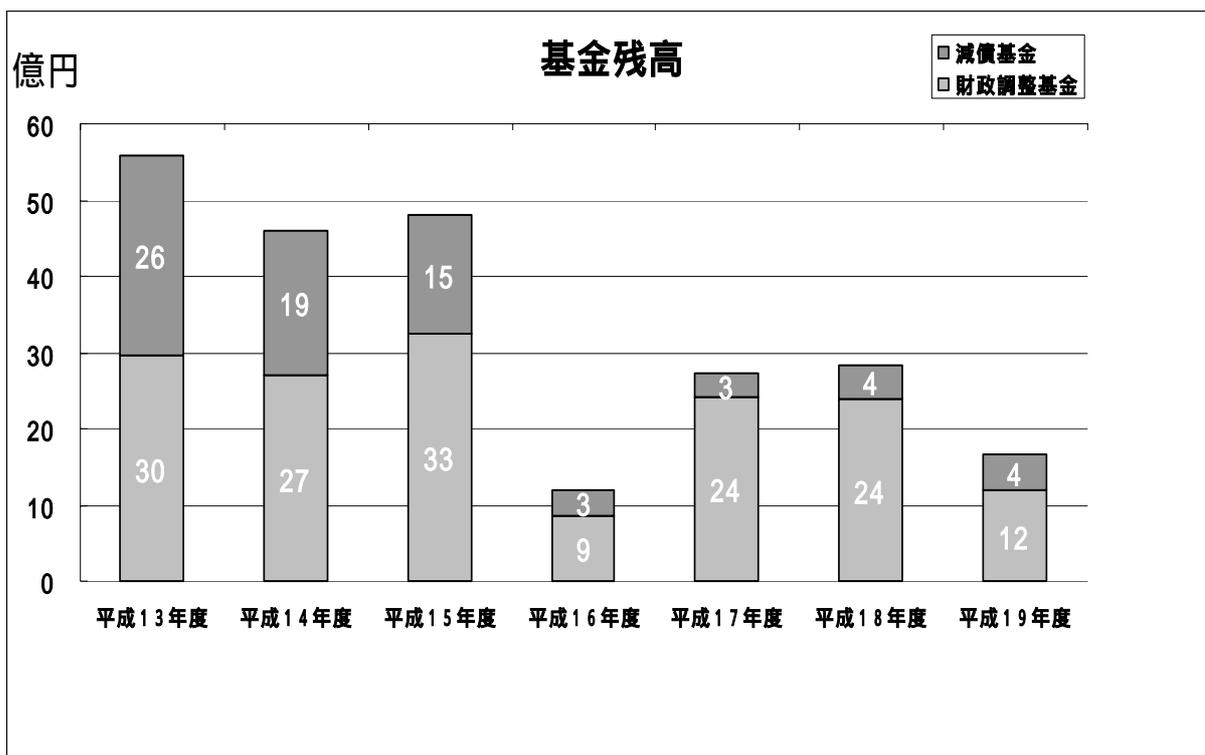
* 平成 18・19 年度は見込みによる。

これまでは、歳入が減少しても、急に歳出構造を変えることが難しいため、経費の節減に努めながら、財源不足は基金の取り崩しで補ってきた。

財政調整基金は、平成 18 年度の予算編成で約 10 億円を取り崩し、平成 19 年度予算編成においても約 12 億円を取り崩す予定となっている。

このまま推移すると、財政調整基金の平成 19 年度末残高は約 12 億円となり、繰越金による積立てを行ったとしても、これまでと同様の財政運営では、平成 21 年度には基金が枯渇してしまうこととなる。

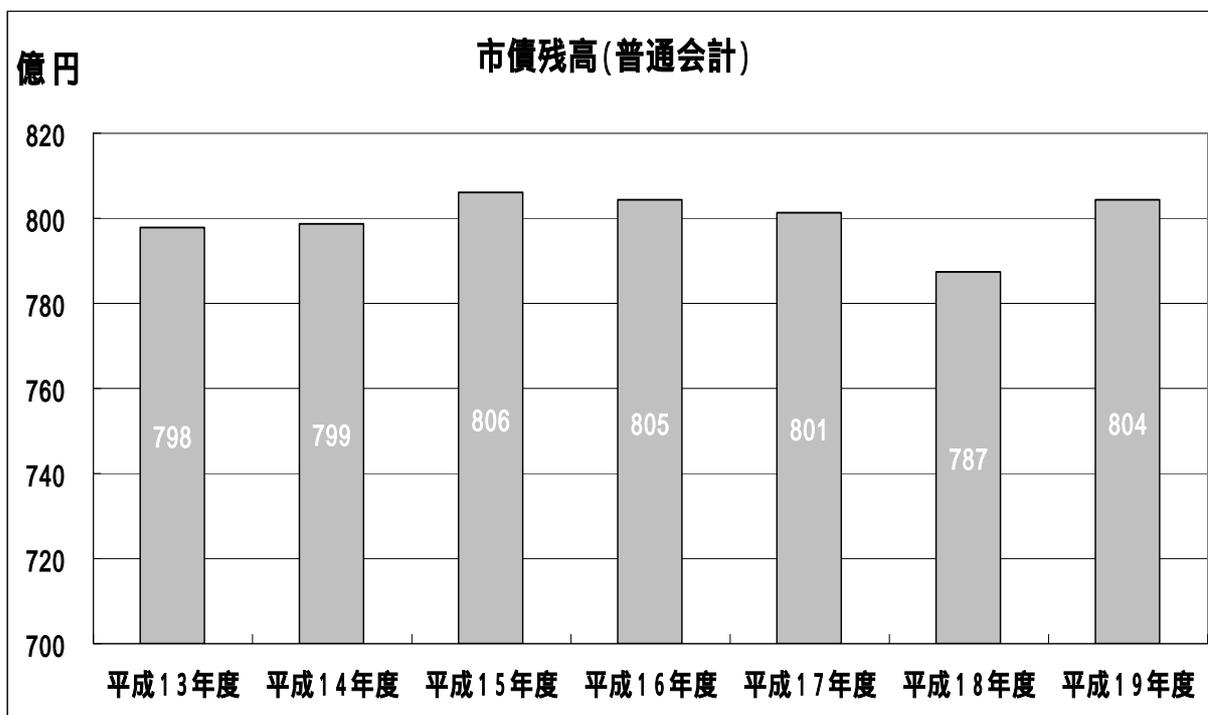
財政運営の基本である「歳入に見合った歳出」となるよう、早急に財政運営の仕組みを構築する必要があり、そのために何をすべきか、どのように行うかが重要となる。



*平成18・19年度は見込みによる。

また、財政負担の平準化のために市債の活用は有効ではあるが、同時に公債費の増加を招くため、後年度の財政の柔軟性を損なってしまうことになる。

こうしたことから、後年度の負担を減少させるため、計画的に市債の減少対策を実施していくことが不可欠である。



*平成18・19年度は見込みによる。また、平成19年度は本庁舎建設に合併特例債を充てて試算

(2) 中期財政収支の見通し

複雑・多様化している社会経済情勢の中で、将来を正確に推測することは困難なことであるが、一定の条件のもとで中長期的な見通しを立て、それに基づいて財政を運営していくことは、安定した行政サービスを提供していく上で、大変重要なことである。

将来の見込みは、現状を正確に把握した上で、できるだけ多くの情報を収集・分析し、より近似値となるよう推測する必要がある。

したがって、収支見通しは、毎年度の実績に基づいて毎年更新し、新たな情報を加えながら、将来の動向を正確に把握し、その対策を検討することが重要となる。

< 一般財源の中期収支の見通し >

下の表は、現時点で想定される平成 24 年度までの収支見込みである。

今後の制度改正等未確定の部分はあるが、何らかの対策を執らなければ、一般財源が大幅に不足することになってしまう。

一般財源が減少していく見込みである以上、経費削減に努め、限られた財源で有効かつ効果的な施策によって、行政サービスを維持する必要がある。

単位：百万円

		18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
入	市 税	18,795	20,570	20,689	20,516	20,543	20,593	20,283
	地方譲与税、交付金	5,699	4,354	4,147	4,414	4,420	4,420	4,419
	地方交付税	14,459	13,345	13,366	13,195	13,249	12,846	12,995
	繰 入 金	1,342	1,295	800	500	300	100	100
	繰 越 金	1,908	800	600	600	600	600	600
	臨時財政対策債等	2,035	1,682	1,682	1,682	1,682	1,682	1,682
	そ の 他	441	531	530	530	530	530	530
計(A)		44,679	42,577	41,814	41,437	41,324	40,771	40,609
出	人 件 費	12,316	12,021	11,871	11,538	10,819	10,099	9,964
	公債費(一時借入金 利子を含む)	8,416	8,490	8,820	8,649	8,605	8,734	8,528
	扶助・物件費、負担 金・補助金等	13,763	12,772	12,851	12,961	12,799	12,794	12,792
	繰 出 金	6,839	7,426	7,409	7,407	7,461	7,656	7,671
	投資政策的経費	1,667	1,425	1,422	1,422	1,422	1,422	1,422
	積 立 金	1,770	506	500	500	500	500	500
	その他(支弁人件費等)	92	63	22	0	40	40	40
計(B)		44,679	42,577	42,851	42,477	41,646	41,245	40,917
(A)-(B)		0	0	1,037	1,040	322	474	308

*一般財源ベースで見通した収支は、当初予算ではなく各年度の最終予算を見込んだもの

(算定に当たっての前提条件)

歳入

- ・ 市税には、入湯税を含む。
- ・ 地方交付税は、普通交付税を平成 22 年度まで合併補正を加算。特別交付税は平成 20 年度まで合併支援措置を算入した。
- ・ 繰入金には、財政調整基金、減債基金のほか、職員退職手当基金の取り崩しを含む。
- ・ その他には、財産処分収入のほか、一部の寄附金、使用料、雑入などを一般財源として算入した。

歳出

- ・ 人件費のうち職員退職手当は、歳入で基金取り崩しによる繰入金を算入しているため、必要額を計上した。
- ・ 公債費、繰出金は、所要額を積み上げた。
- ・ 扶助及び物件費等は、原則として平成 19 年度と同額とし、予定されているもののみ算入した。
- ・ 繰出金の性質に近い交通局、病院会計補助金、消防組合負担金、その他一部事務組合への負担金などは、補助金負担金等へ算入した。
- ・ 投資政策的経費は、平成 19 年度と同額程度とした。

(3) 懸案事項

財政運営上の大きな懸案事項として「愛宕山地域開発事業」があげられる。

愛宕山地域開発事業は、地価下落の影響で、中止しても継続しても大きな損失が出る事が明らかになっており、今後、大きな財政負担になってくると予想されるが、発生する時期や年度負担額等が判然とせず、具体的な対応策を立てることが難しい状況にある。

当面、基金への積み立て等により財源を留保しておく必要がある。

1 財政健全化の基本方針

(1) 財政健全化の目的

本市の財政状況は非常に厳しい状態が続くと見込まれるが、民間空港再開、幹線道路網や情報通信網の整備、地域振興、少子高齢化対策等、山積する多様な行政課題に適切に対応しなければならない。

このため、「財政健全化計画」を策定し、中長期的な視点と具体的目標を掲げた取組により、健全な財政体質の確立を図る。

(2) 財政健全化の計画期間

平成 18 年度(2006 年度)から平成 24 年度(2012 年度)までの **7 年間**

(3) 財政健全化の目標

財政運営の基本である「歳入に見合った歳出」となるよう、数値目標を掲げて財政健全化を図る。

弾力性のある財政構造の確立

平成 17 年度 97.1%の経常収支比率を 90%以下とする。(普通会計)

経常収支比率...人件費、扶助費、公債費等の経常経費に、市税、地方交付税等の経常的な一般財源がどの程度充当されているかをみるもので、財政構造の弾力性を判断する指標として用いる。

後年度の財政負担の適正化

平成 17 年度末 801 億円の市債残高を約 150 億円縮減する。(普通会計)

平成 17 年度 19.4%の実質公債費比率を 18%以下とする。(普通会計)

市債残高.....過去に借り入れた市債の残高。市債は公共施設整備などに充てられ、世代間の負担を平準化する目的で発行される。

実質公債費比率...標準的一般財源の規模に対する公債費負担の割合を示す指標で、従来の起債制限比率に一定の見直しを行ったもので、公営企業への繰出しや一部事務組合への負担金に含まれる公債費負担分等も算入される。18%以上であれば起債に許可が必要となり、25%以上であれば起債が制限される。

基金の適正管理

平成 17 年度末 27 億円の財政調整基金と減債基金の合計額を 10 億円以上増やす。

特別会計の赤字削減

平成 17 年度末 28 億円の市場事業特別会計赤字額を 10 億円以上削減する。

平成 17 年度末 10 億円の公共下水道事業特別会計赤字額を増加させない。

土地開発公社の適正運営

平成 17 年度末 42 億円の土地開発公社長期保有地を計画的に解消する。

目標年度は、各項目とも平成 24 年度とする。

2 具体的取組

(1) 弾力性のある財政構造の確立のための取組

< 成果目標 >

平成 17 年度 97.1%の経常収支比率を 90%以下とする(普通会計)

総合的な指標なので財政運営全般にかかわることとなり、取組としては経常経費の削減と一般財源の確保を一体的に進めることになる。

単位：%

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
経常収支比率	94.5	94.5	94.9	92.6	90.1	89.6	88.8

歳出の削減

ア 事業の整理統合

事業の成果について、必要性、有効性、効率性などを検証しながら整理統合を図る。

合併前の協議のみならず、ひとつの市として統一のとれた適正な事業となるよう調整を図る。

イ 行政のスリム化の推進

行政改革大綱、集中改革プランに基づき、徹底的な行政改革に取り組み、光熱水費の削減をはじめ、施設の清掃や草刈等の業務委託の内容、契約方法等を見直すなど事務事業経費の徹底的な見直しを図り、経費削減を図る。

ウ 補助金負担金の改革

補助金負担金は、これまでの実績が既得権化することのないよう、実績に対する検証が適正に行われ、新市にふさわしいものとなるよう、交付基準の策定や評価制度の導入など、全体的な見直しを行う。

エ 経常的経費の縮減

扶助費をはじめとする経常的経費は、公平、公正の観点から所得制限や単価等について見直しを行うとともに、国や県の制度に上乘せして実施している事業、国や県の制度が終了しているにもかかわらず継続している事業については、廃止を含め検討し適正化を図る。

市場化テスト導入の検討や指定管理者制度の運用に関しては、本来市が行うべきものかを再度点検し、委託料の算定についても実績による見直しを行う。

オ 人件費の削減

合併後で職員数が相対的に多い状態となっており、組織の在り方と行政運営の方法について検討を行い適正に配置し、市長部局、教育委員会等の平成 18 年度4月現在 1,490 人の職員について、採用を退職者数の3分の1に抑制し、職員数 1200 人程度を目標に 290 人以上削減する。

特殊勤務手当の見直し、時間外勤務手当の削減、嘱託職員及び臨時職員の適正な配置などに努めるとともに、職員の意欲、能力を引き出す人事給与制度、組織の構築を図る。

カ 予算編成方法の見直し

「歳入に見合った歳出とする財政運営」とするためには、歳入を増やし歳出を削減する努力とは別に、歳入を基本に予算配分し、予算を編成する仕組み、制度が必要である。この事業を実施するにはこれだけかかるという考え方から、この歳入で最も効果のある事業は何か、どのように実施すればよいかという考え方に転換しなくてはならない。

施策の優先度に基づいて予算編成する施策別包括的予算制度への移行を検討する。

歳入の確保

ア 市税収入の確保

国の三位一体改革に伴う税源移譲が、平成 19 年度より所得譲与税から市税に変わるため、市民の負担の公平や財源確保の面から徴収率の確保が重要となる。

徴収率向上対策の整備を図り、滞納額の減少に努める。

市税全体の収納率を 93%に引き上げる。

イ 税外収入の確保

平成 18 年度からはじめた広告料収入の拡大や自動販売機にかかる収入の適正化のほか、市場価格とかい離れた使用料、賃貸料の見直しなど、あらゆる歳入の見直しと新たな収入拡大に努める。

ウ 未利用地の売却促進と有効活用

市が所有している土地、建物等の的確な把握を行い、未利用地の売却、有料駐車場への活用や土地、建物等貸付など資産の有効活用の促進を図る。

エ 受益者負担の適正化

使用料、手数料等の受益者負担については、下水道と農業集落排水、水道と簡易水道など同種の市民サービスはバランスを考慮し、市民の間で不均衡のないよう調整を図る。

また、行政コストに比して著しく低額となっている使用料、手数料等は、受益者負担の原則から行政サービスに見合った受益者負担の確保に努めなければならない。

公共施設の使用料では、使用料を免除、減免している例があるが、適正な受益者負担の原則の観点から、減免基準等の見直しを行う。

(2) 後年度の財政負担の適正化への取組

< 成果目標 >

平成 17 年度末 801 億円の市債残高を 150 億円縮減する。(普通会計)
--

平成 17 年度 19.4%の実質公債費比率を 18%以下とする。(普通会計)

市債残高、債務負担行為、債務保証等の適正管理を行い、後年度の財政負担の適正化を図る。

毎年度の市債発行額を 50 億円以下に抑制する。(普通会計)

市債残高・実質公債費比率の中期計画

単位：百万円

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
前年度末残高	80,114	78,719	80,415	77,558	74,039	71,208	68,290
借入額	5,779	8,849	4,759	4,003	4,721	4,816	4,771
元金償還額	7,174	7,153	7,440	7,348	7,389	7,589	7,539
繰上償還額			176	174	163	145	54
年度末残高	78,719	80,415	77,558	74,039	71,208	68,290	65,468
実質公債費比率 (3年平均)	19.7	19.5	19.5	19.1	18.4	17.8	17.8
一般会計+特別会計 年度末現在高	107,657	109,702	106,358	102,044	98,332	94,514	91,263

投資政策的経費の縮減

総合計画に基づく実施計画を策定し、中期的視野により事業の緊急性、有効性、効率性などを判定しながら、その範囲内で予算化していく。

一般財源で13億円規模に縮小する。

(3) 基金の適正管理への取組

< 成果目標 >

平成17年度末27億円の財政調整基金及び減債基金の合計額を10億円以上増やす。

財政調整基金は、経済の好不況による減収や災害の発生による不測の支出に備える資金として、また年度間の収支均衡を図り、安定した市民サービスを行うために、一定額を確保しておく必要がある。

減債基金は、歳入の減少等に関係なく支払わなくてはならない義務的経費である公債費の償還を計画的に行う目的で設けられた基金で、一定額を確保しておく必要がある。

< 基金積立計画 >

財政調整基金

単位：百万円

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
前年度末残高	2,406	2,395	1,605	593	426	1,027	1,527
積立	1,031	400	300	300	700	598	914
利息積立		5	3	1	1	2	3
取り崩し	1,042	1,195	1,315	468	100	100	100
年度末残高	2,395	1,605	593	426	1,027	1,527	2,344

減債基金

単位：百万円

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
前年度末残高	447	448	549	750	952	1,154	1,356
積立		100	200	200	200	200	200
利息積立	1	1	1	2	2	2	3
取り崩し	0	0	0	0	0	0	0
年度末残高	448	549	750	952	1,154	1,356	1,559

(4) 特別会計の赤字削減への取組

< 成果目標 >

平成 17 年度末 28 億円の市場事業特別会計赤字額を 10 億円以上削減する。

平成 17 年度末 10 億円の公共下水道事業特別会計赤字額を増加させない。
--

市場事業特別会計及び公共下水道事業特別会計では、多額の赤字を抱えており、繰上充用金により決算を行っている。

赤字解消の目的で安易に一般会計繰出金を増やすと、実質公債費比率を押し上げることになり、市全体の健全化をにらみながら、総合的に検討していくことが必要である。

「一般会計と区分して特定の歳入をもって特定の歳出に充てる」という特別会計本来の姿に立ち返り、事業計画の再検討が必要である。

市場事業特別会計

市場事業の市債残高は、新たな借り入れの予定はなく、年々縮小される。赤字解消が最大の課題となる。

維持管理経費等の節減に努めるとともに、計画的に一般会計からの繰り入れを行う。

市場事業財政計画

単位：百万円

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
収入	564	669	578	569	561	654	454
うち一般会計繰入金	393	505	400	391	382	474	273
支出	513	420	432	409	402	352	343
収支差引	51	249	146	160	159	302	111
年度末赤字額	2,757	2,508	2,362	2,202	2,043	1,741	1,630
市債の年度末残高	1,644	1,462	1,279	1,103	916	738	550

公共下水道事業特別会計

尾津処理区では工事がピークを迎え、平成 19 年度に市債残高が最大となる見込みである。

設備投資は、料金収入とバランスをとりながら進め、受益者負担の原則による適正な料金改定を行いつつ健全化を図る。

経費節減や事業計画の見直し等により、平成 24 年度においても赤字額を 10 億円程度に抑える。

一般会計からの繰り入れは、定額化を検討する。

公共下水道事業財政計画

単位：百万円

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
収入	5,695	6,899	5,830	5,067	4,413	4,257	5,363
うち一般会計繰入金	2,165	2,350	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
支出	5,630	6,876	5,839	5,152	4,473	4,226	5,247
収支差引	65	23	9	85	60	31	116
年度末赤字額	1,034	1,011	1,020	1,105	1,165	1,134	1,018
市債の年度末残高	22,764	23,336	23,277	22,861	22,284	21,694	21,673

(5) 土地開発公社の適正運営への取組

< 成果目標 >

平成 17 年度末 42 億円の土地開発公社の長期保有地を計画的に解消する。

土地開発公社では長期保有の土地を多数抱えている。

いずれの土地も市の依頼に基づいて購入し、買い戻される予定であったが、予定していた事業の中止などにより長期間保有したままになっており、公社の財政の健全化を損なっている。

今後、景気の回復傾向とともに金利上昇も懸念され、負担がより重くなることも危ぐされる。

一般会計で買戻しを行うとともに、公社による直接売却を推進し、毎年度 1 億円程度の長期保有土地の解消を図る。

3 中期財政計画

具体的取組を踏まえた中期財政計画

一般財源の中期収支の見通しでは、歳入の増加をあまり見込むことができない。財政健全化のためには、歳出の削減がカギとなる。

公平、公正なサービスを確保しつつ経費削減に取り組まなくてはならない。

中期財政計画（一般財源ベース）

単位：百万円

		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
歳入	市 税	18,795	20,570	20,739	20,616	20,693	20,793	20,533
	地方譲与税、交付金	5,699	4,354	4,147	4,414	4,420	4,420	4,419
	地方交付税	14,459	13,345	13,366	13,195	13,249	12,846	12,995
	繰 入 金	1,342	1,295	1,615	868	300	100	100
	繰 越 金	1,908	800	600	600	600	600	600
	臨時財政対策債等	2,035	1,682	1,682	1,682	1,682	1,682	1,682
	そ の 他	441	531	530	530	530	530	530
計(A)		44,679	42,577	42,679	41,905	41,474	40,971	40,859
歳出	人 件 費	12,316	12,021	11,871	11,538	10,819	10,099	9,964
	公債費（一時借入金 利子を含む）	8,416	8,490	8,820	8,649	8,605	8,734	8,528
	扶助・物件費、負担 金・補助金等	13,763	12,772	12,801	12,511	12,349	12,344	12,242
	繰 出 金	6,839	7,426	7,409	7,407	7,461	7,656	7,671
	投資政策的経費	1,667	1,425	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
	積 立 金	1,770	506	500	500	900	798	1,114
	その他(支弁人件費等)	92	63	22	0	40	40	40
計(B)		44,679	42,577	42,679	41,905	41,474	40,971	40,859
(A)-(B)		0	0	0	0	0	0	0

おわりに

平成 19 年第 166 回国会に、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律案」が提出された。財政再建団体制度の見直しである。

これまでの地方公共団体の財政再建制度は、「地方財政再建促進特別措置法」が適用され、普通会計の実質収支赤字比率のみを指標としていたが、今回の見直し案によると、新たな基準として 4 つの指標

- 実質赤字比率 (実質収支の標準財政規模に対する割合)
- 連結実質赤字比率 (全会計の実質赤字等の標準財政規模に対する割合)
- 実質公債費比率 (起債制限比率に公営企業や一部事務組合等への負担要素を加えた指数)
- 将来負担比率 (公営企業、出資法人等を含めた普通会計の実質的負債の標準財政規模に対する比率)

を定め、この指標を公表することとしている。

これらの指標には、それぞれ数値基準を設け、そのうちの一つの指標でも基準を超えて悪化した場合、「財政健全化計画」の策定と外部監査を義務付けることで財政危機が深刻化する前に早期の是正措置を執ることとしている。

また、4 つの指標のうち、将来負担比率を除く 3 指標には、より深刻な状況を示す基準も設定し、これを超えた場合、国の同意が必要となる「財政再生計画」を策定し、再生を目指すこととなっている。

現時点では、指標の求め方や基準値の詳細が明らかでないので、確たることは言えないが、岩国市の財政状況と照らし合わせると、すでに実質公債費比率は、起債の許可団体となる 18% を超えており、連結決算を考えると、公営企業や第 3 セクター等の関係他会計も、赤字会計や繰出金・補助金で収支を整えているところが多い。

さらに、愛宕山地域開発事業では、多額の損失が見込まれており、現在、岩国市は、極めて厳しい財政状況にある。

国は、地方の自立を標ぼうし、普通交付税の不交付団体の増加を目指し改革を進めている。

このような状況で何をなすべきか。一つ一つ問題点を洗い出し、一つ一つ解決策を探っていくほかない。

いずれにしても、新たな再建制度の詳細が判明した時点で対応策を検討し、財政健全化計画についても見直していく必要があると考えている。